

令和3年度南伊豆町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、南伊豆町が障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町全ての各課局室が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ※①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が20パーセント以上
 - ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30パーセント以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象となる物品等

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

6 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達については全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に配慮しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

7 令和3年度の調達の目標

調達を推進する障害者就労施設等が提供する物品等の令和2年度における調達目標は以下のとおりとする。

種 別	調達目標
物 品	500,000 円
役 務	800,000 円
合 計	1,300,000 円

8 調達実績の公表、報告

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

9 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉介護課とする。

10 情報の提供

福祉介護課は、障害者就労施設等が供給可能な物品等について、施設等からの情報をもとに各課局室に情報提供する。

11 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。